

埼玉県市町村総合事務組合公報
第8号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇
規 則

- 職員の定年等に関する規則…………… 1 頁
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… 6 頁
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 8 頁
- 職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 1 5 頁
- 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1 6 頁

職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第8号

職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年組合規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和58年組合条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長に係る職員の同意）

第2条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

（定年に達している者の任用の制限）

第3条 管理者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。

2 管理者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日（条例第2条に規定する定年退職日をいう。）後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員（条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。次条第5号において同じ。）を、特別の事情により昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

（勤務延長等に係る人事異動通知書の交付）

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に管理者が定める人事異動通知書（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

（1）職員が定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。）をする場合

（2）勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。）を行う場合

（3）勤務延長の期限（条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。

以下この条において同じ。）を延長する場合

（4）勤務延長の期限を繰り上げる場合

（5）勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第5条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第6条 管理者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第7条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(他の職への降任等及び異動期間の延長等に係る人事異動通知書の交付)

第8条 管理者は、条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

(2) 第6条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

(3) 条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第9条 管理者は、定年前再任用(条例第12条の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に定年前再任用をされた場合の給与、一週間当たりの勤務時間その他管理者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第10条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行

う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 定年前再任用を行う場合

(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第12条の規定により採用された職員をいう。)が当然に退職する場合

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の再任用の実施に関する規則の廃止)

第2条 職員の再任用の実施に関する規則(平成18年組合規則第8号)は、廃止する。

(令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員等)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年組合条例第2号。以下「令和5年改正条例」という。)附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和5年改正条例附則第2条第2項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和5年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和58年組合条例第1号。以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が令和5年改正条例第1条による改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

3 第3条第2項ただし書の規定は、令和5年改正条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第4条 管理者は、暫定再任用（令和5年改正条例附則第3条第1項第4号の暫定再任用をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に暫定再任用をされた場合の給与、1週間当たりの勤務時間その他管理者が必要と認める事項を明示するものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第5条 令和5年改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る人事異動通知書の交付)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(令和5年改正条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定めるもの及び定年前再任用短時間勤務職員)

第7条 令和5年改正条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和5年改正条例附則第8条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

- 3 令和5年改正条例附則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第9号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第2条の4第2項中「当該請求書」を「当該請求」に改める。

第2条の6第1項中「により、時間外勤務」の次に「(条例第6条の規定に基づく勤務をいう。以下同じ。)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」）」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条の2中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「法第22条の4第1項」に改める。

第4条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第3項第2号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条の4中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同条第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の5第3号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「同法第6条の2第2項」を「同法第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（令和5年組合条例第2号。以下「改正条例」という。）附則第3条第1項第4号の規定により採用

することをいう。) 後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「新規則」という。)第4条の2の規定を適用する。

3 暫定再任用職員(改正条例附則第3条第4項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、新規則第4条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新規則第4条の3第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第4条、第4条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第4条の4の規定を適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第10号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第16条中「規定を」を「規定に」に改める。

第20条第4項を次のように改める。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第21条第1項中「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第25条中「条例第4条第5項」を「条例第4条第6項」に改める。

第26条中「条例第4条第5項」を「条例第4条第6項」に、「定められる」を「定める」に改める。

第27条第5項中「条例第4条第5項」を「条例第4条第6項」に、「別表第7の2」を「別表第7の3」に改める。

第28条及び第29条中「条例第4条第5項」を「条例第4条第6項」に改める。

第32条中「休暇等の期間」を「休職等の期間」に改める。

第33条中「任命権者」を「管理者」に、「場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは」を「場合においては」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	4 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 前記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

別表第7の2備考中「条例第4条第7項」を「条例第4条第8項」に改め、同表を別表第7の3とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2 降格時号給対応表（第21条関係）

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	34	18	18	10	10	14	14
3	35	19	19	11	11	15	15
4	36	20	20	12	12	16	16
5	37	21	21	13	13	17	17
6	38	22	22	14	14	18	18
7	39	23	23	15	15	19	19
8	40	24	24	16	16	20	20
9	41	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30

19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61
39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	

50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		

81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					

112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

別表第8中「第35条」を「第32条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第11号

職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和41年組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、使用距離及び使用する距離」を「及び使用距離」に改める。

第3条第3項中「の職員でなくなった」を「に規定する職員としての要件を欠くに至った」に改める。

第3条の2第1項中「職員から」を「、職員から」に、「届け出」を「届出」に、「職員たる要件」を「職員としての要件」に、「又は改定」を「、又は改定」に改め、同条第2項中「又は改定したとき」を「、又は改定したとき」に改める。

第4条中「困難な職員」は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる身体障害に属する程度の職員で、管理者が「困難である職員」は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、に、「認める」を「管理者が認める」に改める。

第5条の2中「経路」を「通勤の経路」に、「正規の勤務時間」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年組合条例第4号）第6条に規定する正規の勤務時間」に改める。

第6条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「条例第10条第2項第2号」の次に「(職員の育児休業等に関する条例（平成4年組合条例第4号）第13条又は第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「通勤所用回数」を「通勤所要回数」に改める。

第6条の3第3号中「運賃等相当額」を「運賃等相当額等」に改める。

第12条第3項第1号中「「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」に、「改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」に改める。

第13条第2項中「法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 富岡勝則

組合規則第12号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「第6条の2」を「第7条」に、「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削り、「臨時又は非常勤の職員を除く。以下「常勤の職員」という。）」を「臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他管理者の定める者に限る。）となった者」に改め、同条第3号中「常勤の職員（管理者の定めるものに限る。）」を「職員（臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員その他管理者の定める者に限る。）」に改める。

第5条中「常勤の職員」を「条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項第1号中「又は第4号」を削り、「掲げる職員」の次に「及び非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

（2）育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第6条第2項に次の1号を加える。

（4）育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育休条例第17条の規定により読み替えられた条例第4条第4項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第6条第3項中「第2条第4号に掲げる職員」を「非常勤の職員」に、「適用を受ける職員」を「適用を受ける職員をいう。以下同じ。」に改める。

第7条第1項中「基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「基準日以前6箇月以内」に改める。

第7条の2第2項中「第7条第1項」を「前条第1項」に改める。

第7条の3第1項中「、一時差止処分」を「、条例第18条の3第1項（条例第19条第5項及び第20条第7項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）」に改める。

第8条第2号中「から第5号までのいずれかに該当する者」を「に掲げる者」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育休条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

第9条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第12条第2項第1号中「又は第4号に掲げる職員（同条第4号に掲げる職員にあつては、勤務日）」を「に掲げる職員及び非常勤の職員（勤務日）」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）育児休業法第2条の規定により育児休業（第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

第12条第2項中第8号を第10号とし、同項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に、「1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日」を「勤務しなかった期間が30日」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）勤務時間、休日等条例第14条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第12条第2項第5号中「。以下この号において同じ」を削り、「全期間。ただし、管理者の定める期間を除く。」を「全期間」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同号を同項第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第13条第1項後段を削る。

第14条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の185」を「100分の200」に、「100分の225」を「100分の240」に、「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に、「範囲」を「範囲内」に改める。

第15条第1項中「条例第18条第1項及び第19条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当」を「条例第18条第1項に規定する期末手当及び第19条第1項に規定する勤勉手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年組合条例第2号）附則第3条第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この規則による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第3条、第5条及び第6条の規定を適用する。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第14条の規定を適用する。